

議員は、町民の負託を受けた代表者であることから、町政に関わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨を体するとともに、住民全体の奉仕者として福祉向上に努めなければならない。

ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、住民福祉及び議会活動に支障をきたし、議会の基本的信用及び信頼を失うことにつながる人権侵害である。

会津美里町議会は、議員及び議会としての役割を十分發揮するため、互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通してハラスメントの防止に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、町職員(以下「職員」という。)と町議会議員(以下「議員」という。)が個人としての尊厳を尊重された良好な職務関係を確立するため、議員によるハラスメントを根絶し、及び未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与える、当該相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方の職務環境(議員としての活動を行うまでの環境を含む。以下同じ。)を害する行為をいう。本会議や全員協議会、各種委員会等の会議中に大きな声を出して議員や職員に対して威嚇又は恫喝する行為、若しくはそれらに類する行為も含まれる。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせる行為をいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと、若しくは妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児、介護に関する制度又は措置の利用に対する言動により、その者の職務環境を害する行為をいう。
- (4) その他のハラスメント 謹謗、中傷及び風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第1号に規定する特別職(議員を除く)及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。

(議長の責務)

第3条 議長は、議員によるハラスメントの根絶及び防止に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(議員の責務)

第4条 議員は、選挙で選ばれた町民の代表として、会津美里町議会議員政治倫理条例(平成27年会津美里町条例第36号)第1条及び第2条に規定された議員の規範を遵守し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じ得ること及び議員と職員という人間関係を背景として生じる可能性があることを自覚し、他の議員及び職員を個人として尊重することを通して、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

3 議員は、ハラスメントの事実を指摘されたときは、自ら誠実な態度を持って事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告をしなければならない。

(調査及び研修)

第5条 議長は、議員によるハラスメントの根絶及び防止を図るために、必要に応じて実態を把握するための調査を実施するとともに、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(ハラスメント相談窓口の設置)

第6条 議長は、別に定めるところにより、ハラスメントに関する報告及び相談に対応しその円滑公正な解決を図るために、ハラスメント相談窓口を置くものとする。

(事実関係の把握)

第7条 議長は、議員又は職員から、ハラスメントに関する苦情の申出又は報告があったときは、別に定めるところにより、速やかに、当該申出又は報告に係る事実関係を把握しなければならない。

2 前項の規定により、申出又は報告をされたときは、議会運営委員会がハラスメントに係る事実関係の調査及び確認を行うものとする。

(公表等)

第8条 議長は、前項に規定する議会運営委員会の調査の結果を尊重し、ハラスメントが確認されたときは、別に定めるところにより、当該ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意その他必要な措置を講ずるとともに、当該ハラスメントを行った議員の氏名その他の公表をしなければならない。

(議長職務の代行)

第9条 議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(被害者等のプライバシーの保護)

第10条 議員は、議員によるハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(検討)
- 2 議会は、この条例の施行後3年以内において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。